

平成19年度情報通信月間参加行事
ワイヤレスブロードバンド全国セミナー2007
～無線を活用したブロードバンド整備の新戦略を考える～

総務省の取組
(説明資料)

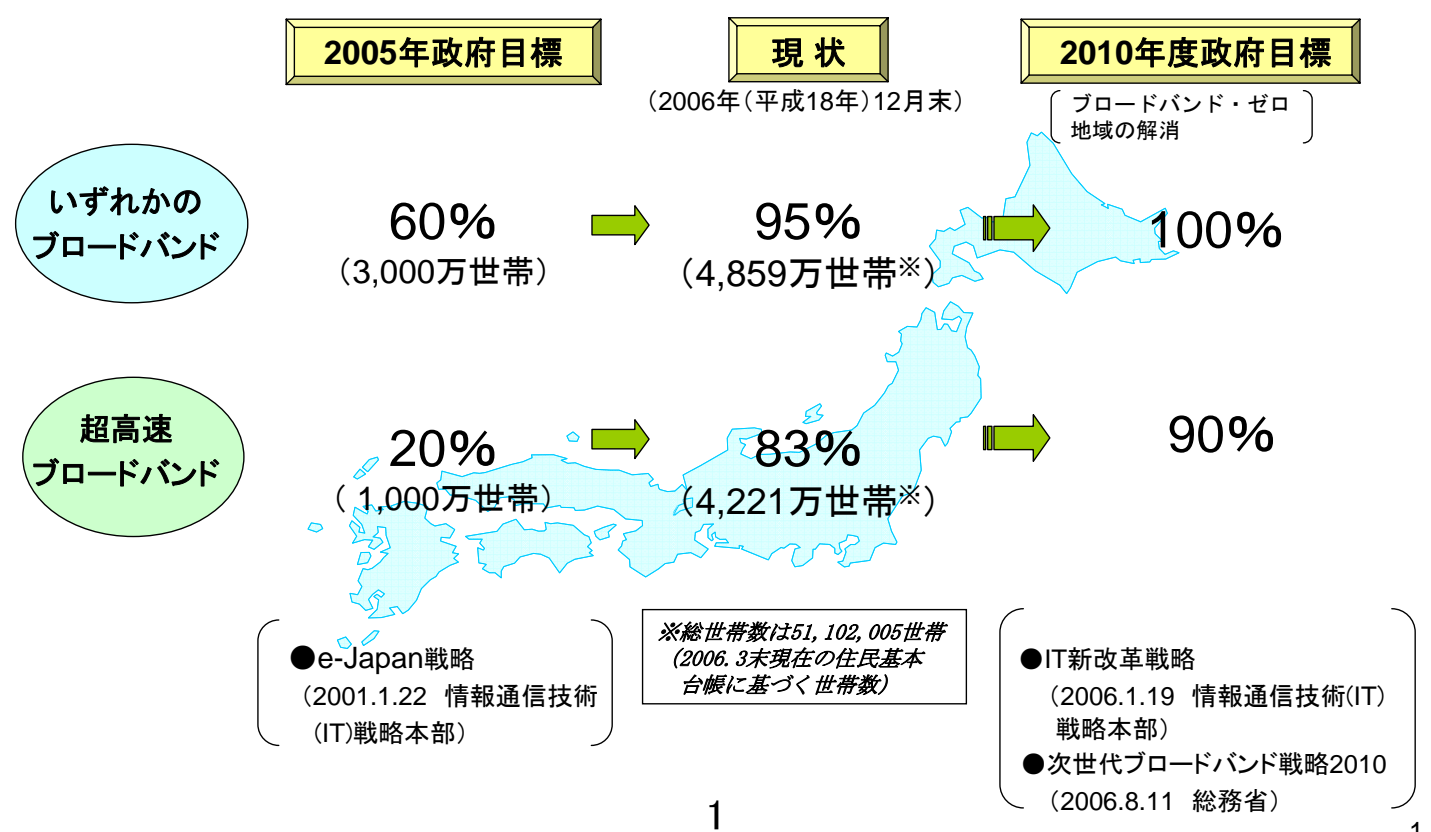
高度通信網振興課	1
基幹通信課	5



ブロードバンドの全国整備に向けた総務省の取組

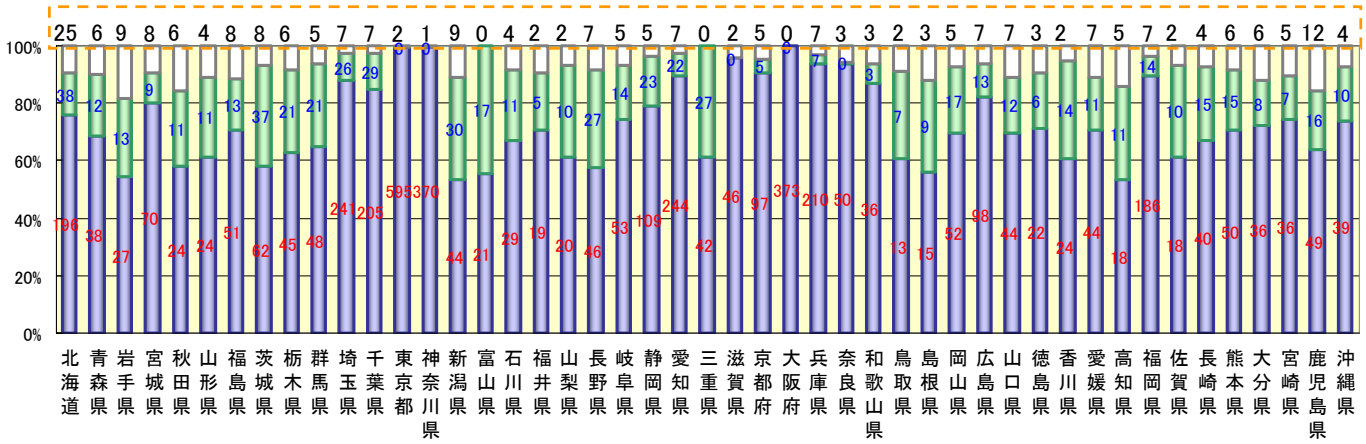
平成 1 9 年 6 月

サービスエリアの世帯カバー率



○ **ブロードバンド利用可能世帯数** 4,859万世帯（95%）

○ **ブロードバンド・ゼロ地域（空白部分）** 251万世帯（5%）



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。
 なお、ADSLについては、サービスの提供地域内であっても、収容局からの距離が4kmを超える世帯については信号の減衰が大きく実用に適しないことから、「未提供」に含めてある。

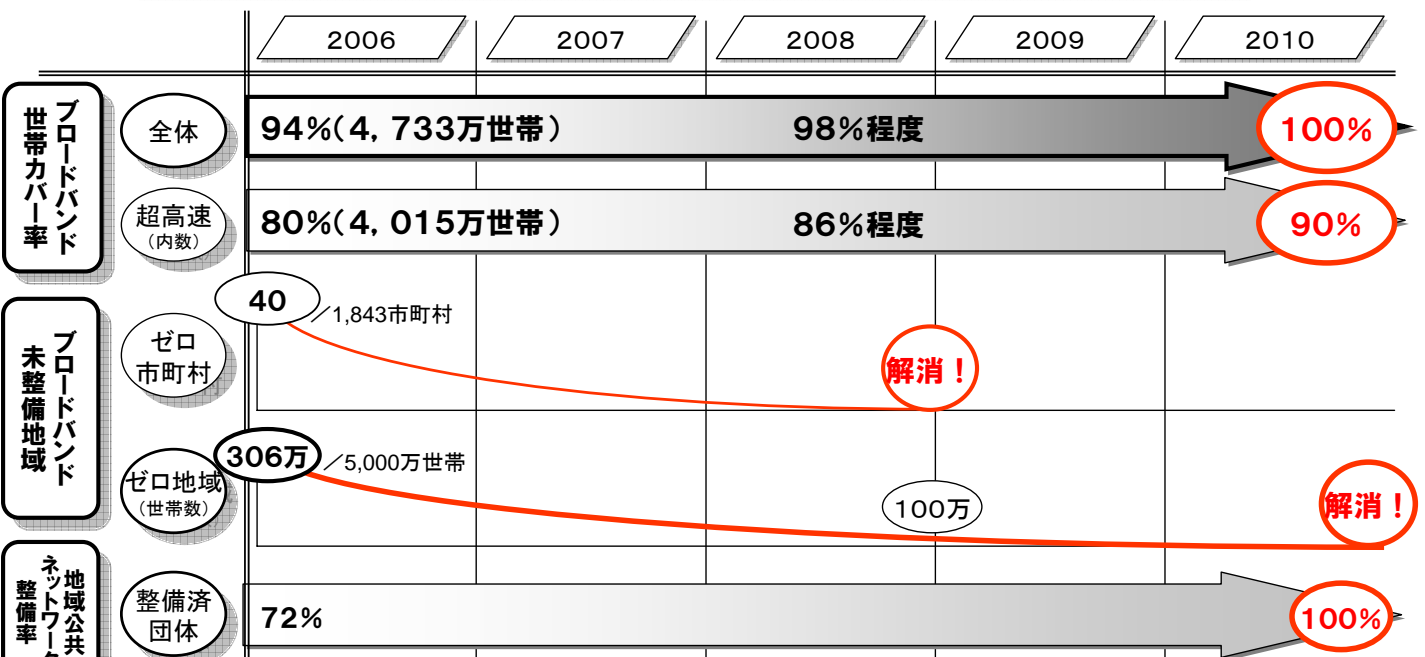
■ FTTHサービス(光ファイバ)が提供されている地域の世帯
 ■ FTTHサービスは未提供だが、ADSL、ケーブルインターネット等の何らかのブロードバンドサービスが提供されている地域の世帯
 □ ブロードバンド・ゼロ地域の世帯

次世代ブロードバンド戦略2010（整備目標）

整備目標

2010年度までに

- ① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**
 （その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。）
- ② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**



注：2006年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、平成18年3月31日現在のもの。
 2008年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、いずれも現時点における目安であり目標ではない。

1. ブロードバンド整備における原則

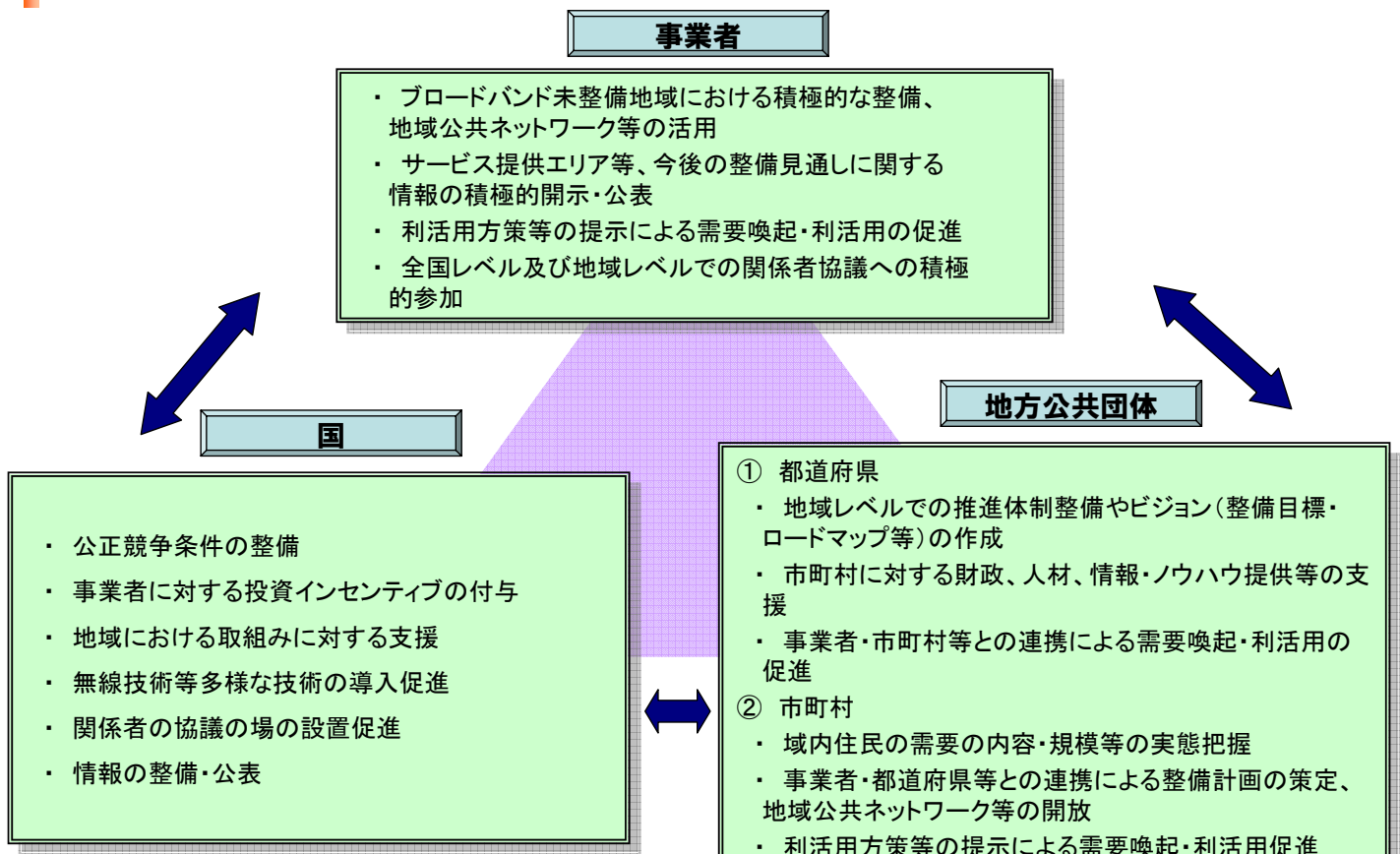
- 民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保
⇒ブロードバンド整備は、原則民間主導の下、国において適切な競争政策、投資インセンティブの付与を行うことにより促進

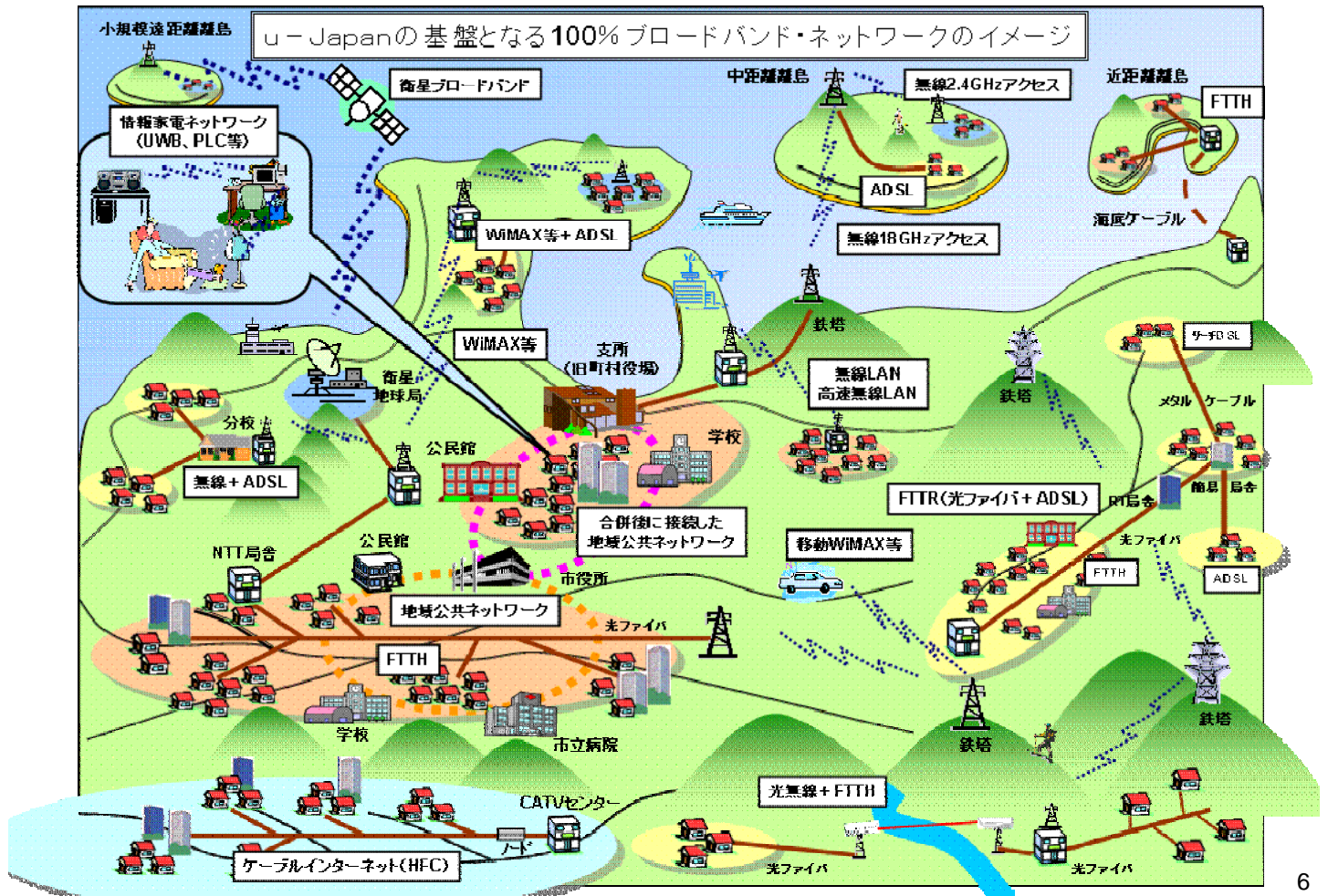
2. 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
⇒条件不利地域等においては、事業者・国・都道府県・市町村・地域住民等の関係者が連携し、適切な役割を果たすことが必要
全国レベル及び地域レベルにおいて、関係者の協議の場・推進体制を積極的に設置し、ロードマップを作成
- (2) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
⇒条件不利地域等においては、投資効率を勘案し、ニーズや実情に応じた適切な技術の利用環境整備を図る
- (3) 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進
⇒① 地方公共団体が自己設置する光ファイバ網の民間開放
② 無線によるワイヤレス・ブロードバンド技術等の導入を積極的に促進

3. 積極的な需要喚起・利活用の促進

ブロードバンドの効用や利活用方策をイベント等の機会を捉えて継続的に利用者に提示するなど、関係者は周知啓発活動やアプリケーション開発等による需要喚起や利活用の促進に積極的に取り組むことが望ましい。



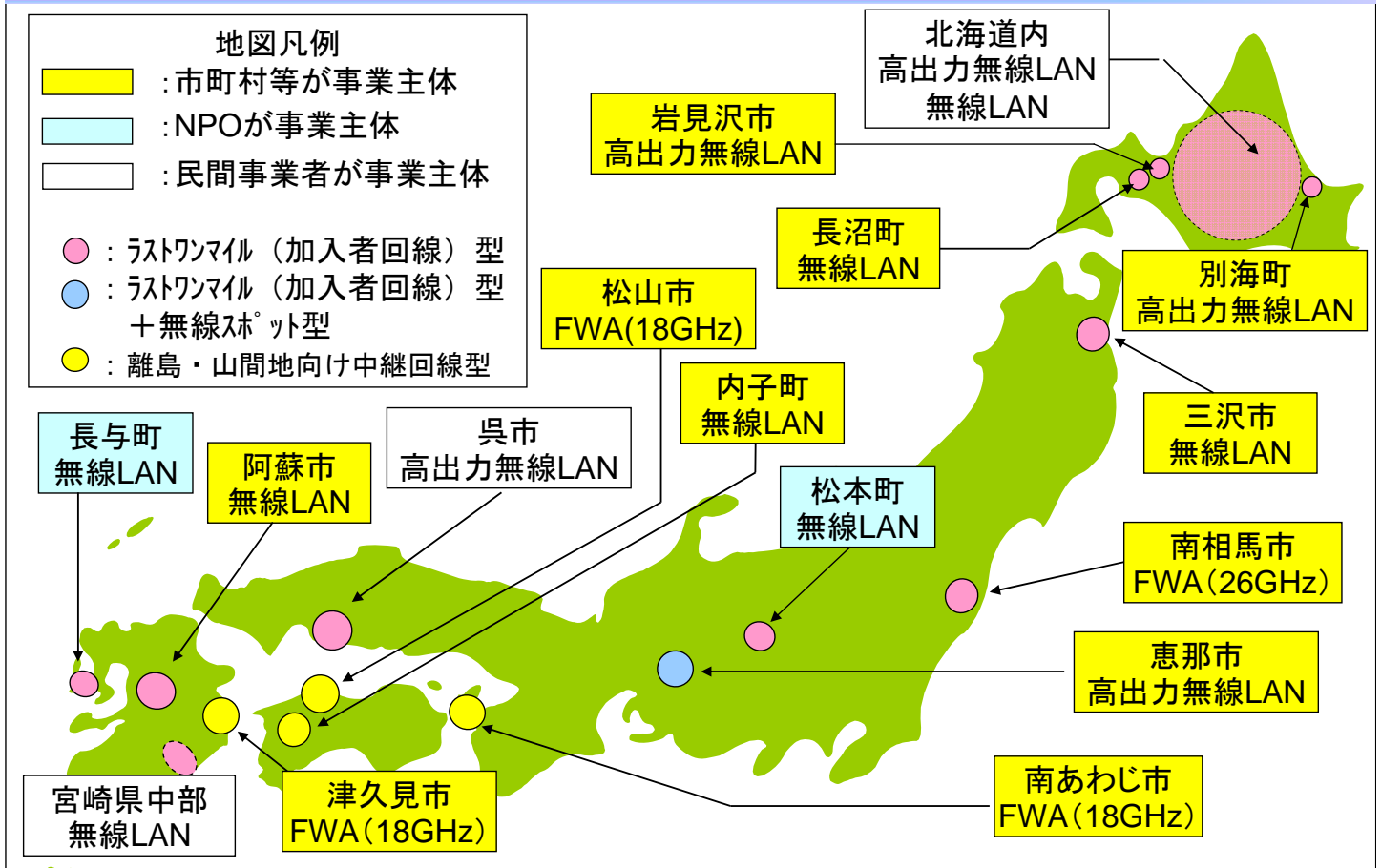


- 無線を活用したブロードバンド整備
- 現在進行中の地域の取組
- 新たなワイヤレスブロードバンドの導入

無線を活用したブロードバンド整備の類型



全国に広がる先進的な取組事例



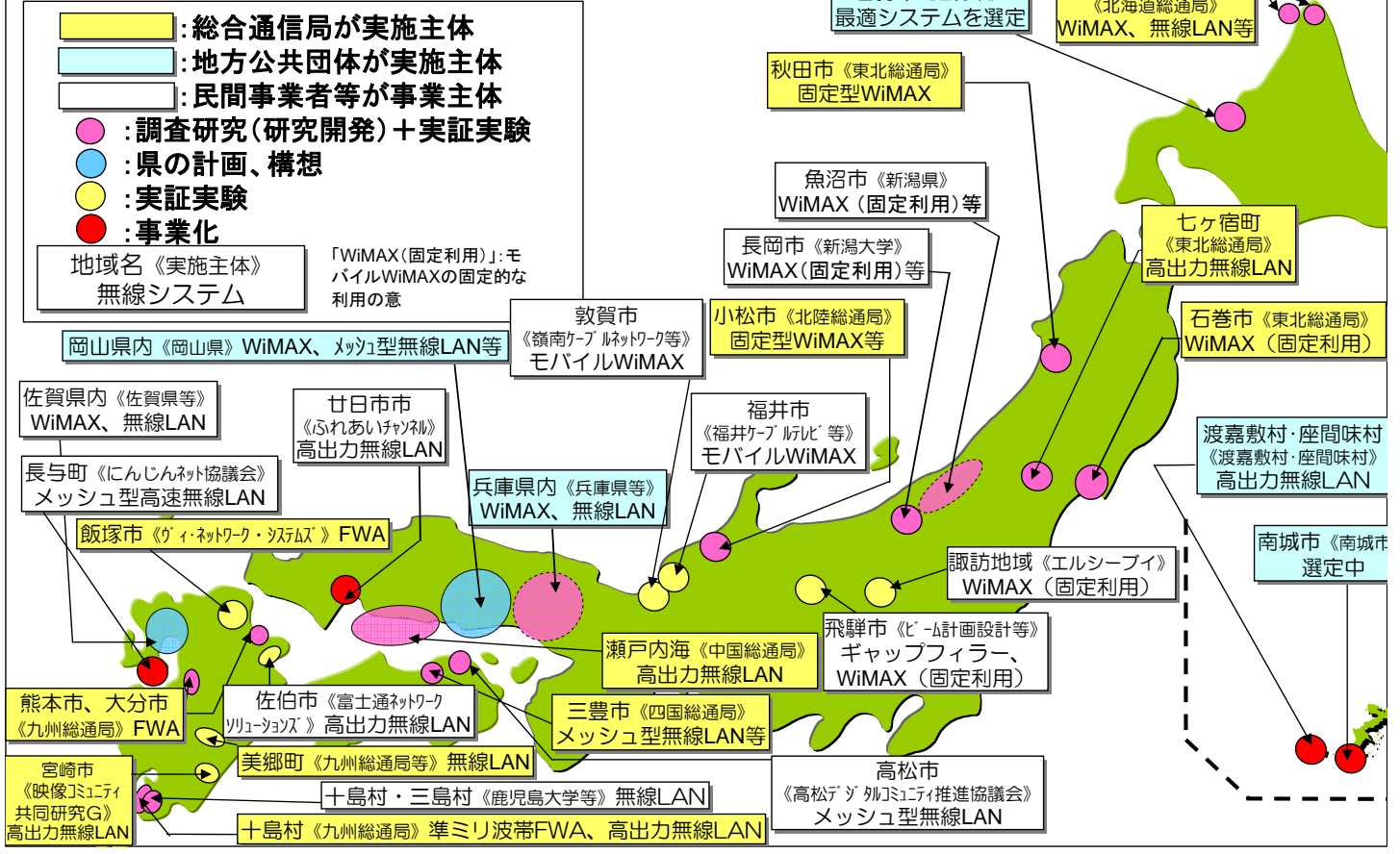
ラストワンマイル型の事例

地域	北海道	北海道	青森県	福島県	岐阜県
事業主体	長沼町	ワイコム（株）	三沢市	南相馬市	恵那市
無線システム	無線LAN	無線LAN 高出力無線LAN	無線LAN	準ミリ波帯FWA (26GHz帯)	無線LAN 高出力無線LAN
システム構成	地域公共 ネットワーク + 無線	無線	ケーブルテレビ + 無線	地域公共 ネットワーク + 無線	地域公共 ネットワーク + 無線

地域	長野県	広島県	長崎県	熊本県	宮崎県
事業主体	NPO北アルプス ブロードバンド ネットワーク	(株)ふれあい チャンネル	NPOにんじん ネット協議会	(財)阿蘇市地 域振興公社	(株)MOS
無線システム	無線LAN	高出力無線LAN	無線LAN	無線LAN	無線LAN
システム構成	無線	地域公共 ネットワーク + 無線	無線	地域公共 ネットワーク + 無線	宮崎県 情報ハイウェイ21 + 無線

ワイヤレスブロードバンドの導入に向けた現在進行中の地域の取組

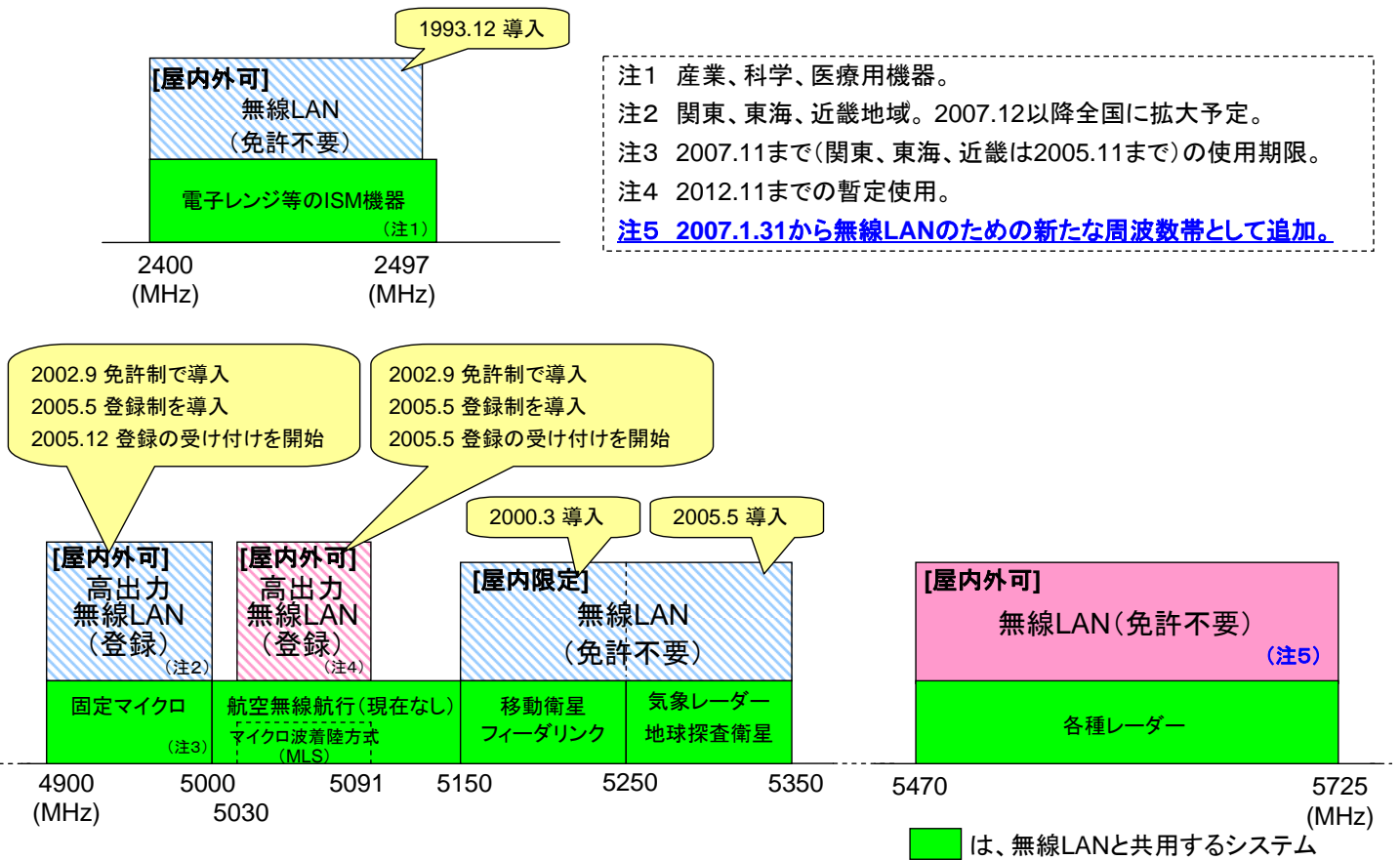
【地図凡例】



新たなワイヤレスブロードバンドの導入

システム	準ミリ波帯FWA	無線LAN	高速無線LAN	広帯域移動無線アクセスシステム(WiMAX等)
伝送距離	数百m~数km程度	数百m程度	数百m程度	数km程度
伝送速度	150Mbps	10Mbps程度	100Mbps以上	20~30Mbps程度
モビリティ	固定	低速	低速	中速(120kmまで)
周波数帯	18GHz帯 22GHz帯 26GHz帯 38GHz帯	2.4GHz帯 4.9GHz帯 5.03GHz帯 5GHz帯	2.4GHz帯 4.9GHz帯 5.03GHz帯 5GHz帯	2.5GHz帯
免許制度	免許	免許不要又は登録	免許不要又は登録	免許

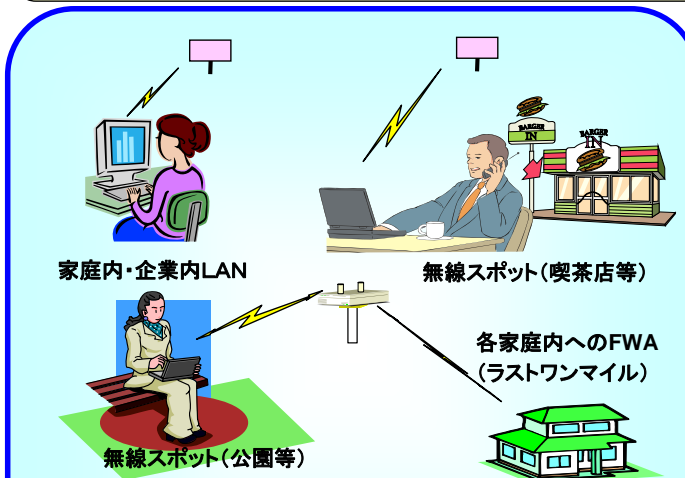
無線LANに使用できる周波数帯（5470-5725MHz帯）の追加



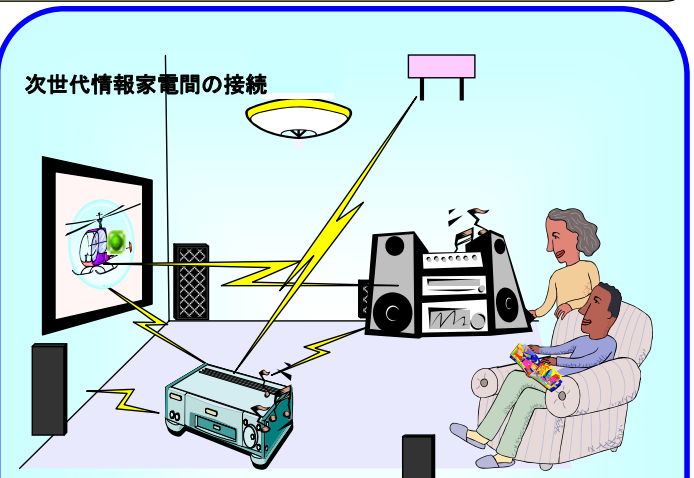
高速無線LANの導入

- ・光ファイバー等有線系ブロードバンドに遜色のない伝送速度(100Mbps以上)の高速無線LANの実現
- ・国際的な標準化動向(IEEE 802.11n)を踏まえた我が国における高速無線LANの早期導入
- ・ワイヤレスブロードバンド推進研究会で検討された次世代情報家電における無線LAN利用ニーズへの対応

2006年12月に情報通信審議会から「高速無線LANの技術的条件」を答申。
2007年2月に電監審諮問、4月答申済み、6月施行の予定。



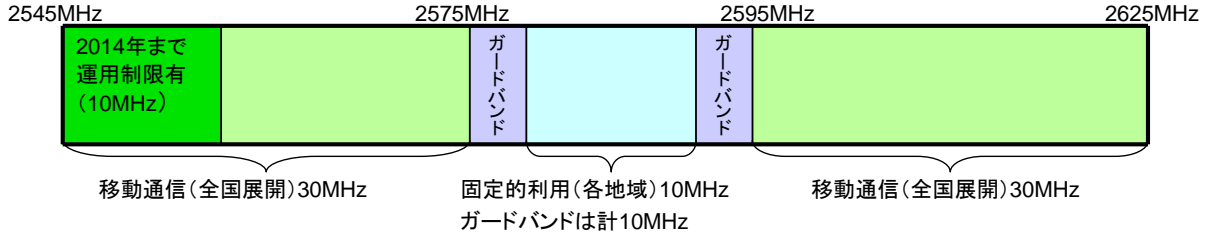
家庭内や無線スポット等において、光ファイバ等の有線系ブロードバンドに遜色のない伝送速度(100Mbps以上)により、インターネットに常時接続。



面倒な配線が不要で、機器の設置の自由度が高く、高品位(High Definition)の映像ストリーミングの伝送(100Mbps以上)が可能な次世代情報家電間の接続。

広帯域移動無線アクセスシステムへの周波数割当てについて

1 2.5GHz帯の概要



2 免許方針案の概要

(1) 移動通信(全国単位で30MHzずつ最大2社に割り当て)

- ① 技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、第三代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て(ただし、3分の1以下の出資による事業参加は許容)。
- ② WiMAX、次世代PHS、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの4方式の中から事業者が選択。
- ③ MVNO(仮想移動体通信事業者)による無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。
- ④ 認定後3年以内にサービス開始、認定後5年以内に各管内のカバー率50%以上の達成等を要件。

(2) 固定的利用(原則市町村単位で、各地域において10MHzを割り当て)

- ① 光ファイバやADSLが利用できない「ブロードバンド・ゼロ地域」の解消に向け、地方公共団体、CATV事業者等による無線ブロードバンドの導入を促進、地域の公共の福祉の増進に寄与(市町村、都道府県の意見を参考)。
- ② WiMAX、次世代PHSのいずれかを利用。

3 今後のスケジュール

- ・ 上記内容を盛り込んだ免許方針案を5月15日(火)に公表。6月15日(金)までパブリックコメントを募集中。
- ・ 移動通信については、電波監理審議会に諮問して開設指針を決定し、本年秋頃に周波数割当て事業者を決定。
- ・ 固定的利用については、免許方針を決定した後、本年秋頃から各地域において免許申請を受け付け。

地域情報通信基盤整備推進交付金制度

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援することにより、地域の情報格差を是正し、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に資する。

1 施策の概要

事業を行おうとする団体は、地域の情報格差解消に必要な施設等をメニューから自由に選択可能。

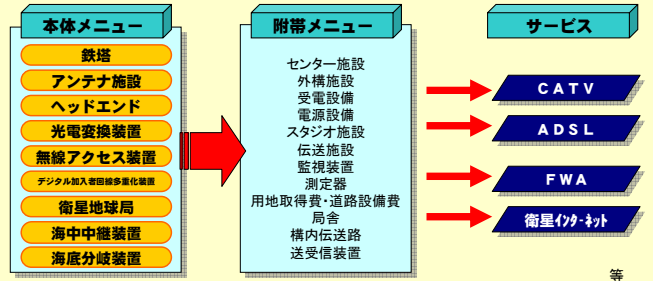
2 既存事業との相違点

- ① 有線・無線又はサービスの種別による事業の区分を廃し、事業を大括り化することにより、申請者の負担を大幅に軽減
- ② 地域の情報格差を解消するために必要となる施設を網羅することにより、事業者の裁量性を大幅に向上させるとともに、事業の柔軟かつ効率的な執行が可能

3 支援対象・交付率

- | | | |
|------------------|---|-----|
| ① 条件不利地域に該当する市町村 | } | 1/3 |
| ② ①を含む合併市町村 | | |
| ③ ①を含む連携主体 | | |
| ④ 第三セクター法人 | | 1/4 |

本体メニューからサービスを決定する主要な施設を選択し、附帯メニューについては、最小限のものに止めることで、地域に合ったICT基盤を効率的に整備することが可能となる。



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

注) 「条件不利地域」の定義

「過疎地域自立促進特別措置法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「離島振興法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「半島振興法」、「山村振興法」及び「豪雪地帯対策特別措置法」に規定する各地域並びに沖縄県内のうち、これに類する地域に所在する市町村。

ご静聴誠にありがとうございました。

